

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直し等について

令和4年9月9日から適用します。

新型コロナウイルス陽性者の療養期間（出席停止期間）

【原則】

（1）症状がある場合

- ・発症日を0日として翌日から7日間です。（感染リスク残存の可能性から、8日目から10日目についても、保護者の意向があれば出席停止として差し支えありません。）

（例）発症日が9月1日の場合、療養期間は9月8日までで、9月9日から登校再開可能です。

- ・ただし、症状が継続した場合は症状が軽快して24時間は療養が必要です。

（例）9月1日に発症し、9月7日以降も咳が改善せず、9月9日に軽快した場合、療養期間は9月10日までで、9月11日から登校再開可能です。

（2）症状がない場合

- ・検体採取日を0日として翌日から7日間です。

（例）9月1日に受診して検体採取し、翌日9月2日にPCR検査の結果が陽性だった場合、療養期間は9月8日までで、9月9日から登校再開可能です。

- ・ただし、検体採取日の5日後に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、6日後から登校再開可能です。

（例）9月1日に受診して検体採取し陽性だったが、9月6日に検査キットで検査し陰性だった場合、療養期間は9月6日までで、9月7日から登校再開可能です。